

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の核持ち込みに関する 「密約」に係る調査の関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): 核持ち込み問題, 東郷次官, ホドソン米国大使 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43860</a>



14

米原長

ト務大臣國務長官會議に於ける安全保障問題

問題の取扱に付す件

三九八

米原長

一 今回の外務大臣國務長官會議に於ては、安全保障問題の  
 點に關しは、先般總理より御指示ありたる通り、日本憲法に抵  
 觸せざる相互援助條約を考へんと云ふこと、中心課題となる為事  
 である。而して東京に於ける準備會議に徴するも、在米米使は總理  
 及外務大臣の御意向を逐一報告すると共に、強て其申し上るものと

在外公館

斗 五

極秘

判斷されざるは、會議に關しは、國務長官は今後の進め方を見  
 定むる見地より日本側の心精えに付相互援助にまつものと云ふ極  
 である。

一 然るに、日本側には、總理より「日本憲法と抵触せざる相互援助  
 條約」と云ふ指示があるのみである。相互援助の条約の下に日本  
 側が負ふべき義務の限りに就ては、海外派兵義務は含まれずと云ふ  
 一 是れは明確な指諭を得て居ない。従而此の條約を義務

在外公館

長官が直内へ来た旨を如何に應酬すべきや先か考慮し置く  
必要がある。

三、米國側のより方を採ると、其修繕を要するに當ては、日米關係  
改善の事を考慮すべきは当然として、<sup>（より根本的には）</sup>集會の目的は、  
議を満足させる様な相互援助の形を整へること及び日米國の極  
東を保障政策上の軍事的要求に抵触せざるものにあることを  
内閣とするであらう。

四、右の如きは、日本が攻撃せられたる米國が日本を援助するに當り、義  
務に對して、日本は米國に對し如何なる義務を引受けざるやの問に  
あるが、海外派兵は除外せらるるであらう。一、この場合に日本は  
米軍に對し基地の使用を補給に協力するに當り義務を負ふ  
ことが考へられる。<sup>（自衛隊が日本内、日本を専らに當りては）</sup>此れ  
である。日本を専らに日本に在る米軍を援助するに當りては  
米國に對し、日本が義務を負ふことには、<sup>（而して右の）</sup>

言ひ合はせ、極東の米國屬領諸島及び軍事上必要に限り、(米  
韓、米台、米露) 屬領諸島の半ばに於て極東に在るこの米國軍隊  
艦船、航空機及び軍用機も合意となすか (米露、米台、米露) 方  
式) の問題が甚だしく、前者は日本としては領土問題と思  
はれる。尚一言のほかに、日本本土及び沖縄の軍事力は、  
合意に制限する事となすは、前記諸島の理由に相違無しの体  
を成すべく、思はれる。

五、前記三つの問題、即ち米露の軍事協定交渉の事は、現在の事  
「軍事協定の下に於ては、如何なる二國間の相互援助協定と雖も、  
露國を保障体制の一環たるを免れたいとの事案を没却して、露  
國に對しては、現在安全保障協定に基き、日本に駐留する米軍は、事  
實上日本を守る地位にあると共に、極東全域の平和を成すに  
必要を得る権利を有するものあり、之が米露の極東共同安全保障の  
一環となすこと、即ち在日米軍は専ら日本の防衛を以て任務とするべき

したが、少くも、陸軍補給部隊は  
 極東に在る米軍甚多の補給を為すに任務を有し、又其艦隊の  
 補給基地としては横須賀等が在るに少くも、其等の海軍甚  
 多部隊の駐留が必要に在る事。従而半國側からすれば  
 如何なる停條に於ても、其の限外等の部隊を日本に駐留させる権  
 利を認めざるを得ざると思はれる。

六、停條に於て米軍の駐留を認めざるに於ても、  
 現行停條に

於て其の設備使用が米國の一方の特權に委ねられ、其を是れし  
 得べきである。即ち、(A)設備を米軍は日本防衛の義務を有する  
 ことなり、(B)設備を米軍は其の力は双方の合意に基くことなり、(C)  
 使用に於ては、前記(B)の一言の旨は別とし、之を協儀事項と爲し  
 得べし。

七、以上を日本側から考へると、前記(C)の即ち日本の負ふべき義務と  
 是とは、其等が相互協力の義務を考へるとは、前記(B)の程々の義務を

引渡すものもあればあるが、又三ヶ月前に五六に落ちた時  
 軍艦隊の問題は、廣く日本共同を保障の軌道に之を判明さ  
 せる、其問題こそ、彼は外國軍艦の駐留と云ふことに拘泥する  
 ことはなく、何れにせよ新修艦を減る目的は one-side 主義を認  
 むこと、即ち米軍が日本防衛の義務を負ふことと、之を以て駐留の権利の  
 ありがたきこと及び、右は米軍の使用が米國の「主権」に委ねられ  
 ることとを認むべきにありと思はれる以上、新修艦は、米國の

負ふ義務に見合ふは、右に「義務を負ふ」ものであり、又日本が共  
 同安全保障体制を維持して日本の防衛を言うに得るもの、これに  
 かならざる。

八、今回の会議は、新修艦の方向に進むべきや、その方向を決定することを主  
 眼とするものであり、先づ「一」日本側より「one-side」を  
 承認するは、恐らくない、以上を以て、右の諸事案が問題となること  
 あり。